

まとめ(私のとりあえずの結論)

- 「予防的な取組方法」と「予防原則」は世界的には異なる概念。
 - ・ 「予防」の程度がかなり異なる場合がある(有害性やリスクのデータがない場合にどの程度まで類推して安全側で規制するか)
 - ・ 予防原則に「挙証責任の転換」が含まれると全く別の概念
- Precaution と Prevention の違いや、「予防」と「未然防止」の違いはあまりはっきりしないが、「予防的な取組方法」は日本で実施されてきた「未然防止」の中で適用されており、日本では「未然防止」として「予防的な」施策が行われてきたのではないか。
- 概念の違いを抽象的に議論するより、「リスクや有害性が十分証明されないが懸念される化学物質の規制・管理のあり方」を、物質ごとに具体的に議論して、経験的に積み重ねることが重要ではないか。